

令和 3 年 6 月 26 日現在

機関番号：32418

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03472

研究課題名（和文）東アジアにおける監督義務者責任の比較研究 日本法への示唆を求めて

研究課題名（英文）Comparative Study of Supervision Obligations in East Asia

研究代表者

崔 光日 (cui, guangri)

尚美学園大学・総合政策学部・教授（移行）

研究者番号：60360880

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：中国法は、法文上は親族以外の監護人（監督義務者）も被監護人の加害行為に対して責任を負うことになっているが、実務においてはその適用例がなく、実際には親族の監護人だけが責任を負うことになっている。

台湾法は、法文上は法定代理人（監督義務者）が免責できるような場合でも、加害行為者とその法定代理人及び被害者の経済的状況を斟酌して、加害者側に損害賠償を命じることができることになっているが、その適用例がないのが現状である。

韓国法は、後見人（監督者）が被後見人の加害行為に対して責任を負い、後見人がいない（未定）場合は、実務上加害者の配偶者、父母の順に監督義務者としての損害賠償責任を負うことになっている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本においては、成年後見制度の改正により後見人が被後見人の監督義務者に当たるかが問題となるなど、成年後見制度との関係は監督義務者責任の重要な課題となっている。

中国、韓国と台湾でも近年成年後見制度の改正が進められ、日本と同じく改正された成年後見制度と監督義務者責任（未改正）との関係が問題となっている。これらの国における成年後見制度の改正が監督義務者責任に及ぼす影響とその対応は、日本における監督義務者責任の直面している課題の検討と解決に有益な示唆を与える。

研究成果の概要（英文）：In Chinese law as written, a custodian who is not a relative is also responsible for the harmful actions of someone in their custody. In practice, however, there are no cases in which this law has been applied, and only custodians who are relatives are held responsible. In Taiwanese law as written, even in cases where a statutory representative can be rendered exempt from responsibility, damages can be sought from the offending party's side depending on the economic circumstances of the offending party, their statutory representative, and the victim. In practice, however, there are still no cases in which this law has been applied.

In practice in South Korea, a guardian is responsible for the harmful actions of an adult ward as the party with the obligation to provide supervision for that ward. If there is no guardian, liability for damages falls on the offending party's spouse, followed by the offending party's parents as the parties with the obligation to provide supervision.

研究分野：民法 不法行為

キーワード：監督義務者責任 韓国の監督者責任 中国の監護人責任 台湾の法定代理人責任 公平責任 衡平責任

1. 研究開始当初の背景

中台韓法においては、日本法と同じように責任無能力者による加害行為については、行為者の責任を免除し、責任無能力者の監督義務者が責任を負うことになっているが、それぞれ日本法と異なる特徴がる。

(1) 日本民法は、責任無能力者の加害行為については、法定の監督義務者が損害賠償責任を負うことになっている(714条)が、その法定の監督義務者の意義、とりわけ誰が成人の責任無能力者の監督義務者かは従来から必ずしも明らかになっておらず、近年、監督義務者を定める(とされていた)特別法(現精神保健福祉法)が改正され、監督義務者が当然には決まらなくなり、成年後見制度改正により、成年後見人が法定の監督義務者に当然には該当しない状況になっている。また、実務において、成人の責任無能力者の加害行為については、民法714条がほとんど機能しないものとなったといわれるなど、日本の責任能力及び監督義務者責任制度には、解決すべき課題と問題点が少なくない。とりわけ、超高齢社会の到来により、認知症高齢者及びその事故・事件の増加が予想されるなかで、監督義務者責任の問題点・限界が顕在化し、民法改正議論においては、その改正が提案されている。

(2) 中国法では、責任無能力者の監護人(監督義務者)が被監護人の加害行為に対して責任を負うが、それは無過失責任であり、過失責任(中間責任)である日本法より被害者の救済に有利な構成になっているといえる。その一方、監護人がその監護義務を怠らなかった場合には、その責任が軽減でき、監督義務者が責任を負う場合であっても、責任無能力者に財産があるときはその財産から賠償し、不足分について監督義務者が賠償する。さらに、不法行為における公平(衡平)責任は監督義務者責任にも適用され、柔軟に被害者と加害者の利益考量ができる法構造になっている。そして、監護人は、配偶者などの近親者だけではなく、精神障害者と関係のある組織・機関などもなりうるが、どのようにして立場の異なる監護人に同じく損害賠償責任を負わせるかは、比較法的に興味深い問題である。

台湾民法では、日本と同じように責任無能力者の加害行為については、その法定代理人(監督義務者)が責任を負い、その監督義務を怠らなかった場合には免責されるが、免責できる場合であっても、加害者及びその法定代理人と被害者の経済的状況を斟酌して、加害者又は法定代理人に損害賠償をさせることができる(衡平責任)。

中国法の無過失責任構成、無過失の場合の責任軽減、責任無能力者の財産からの賠償、監督義務者範囲の明文化、中国・台湾法の公平・衡平責任など、日本法と異なる規定・制度の研究からは、日本法の再検討に対する有益な示唆が期待できると思われる。

韓国民法の責任無能力者の加害行為についての監督義務者と代理監督者の責任は、日本法と同じように中間責任であり、その解釈上・実務上同じ問題が生じうる構造になっているため、その研究からは、日本法の検討により直接的な示唆が得られることが期待できると思われる。

(3) 日本では、成年後見制度改正により後見人が被後見人の監督義務者に当たるかが問題となるなど、成年後見制度との関係は監督義務者責任の重要な課題となっているが、中台韓でも、高齢化社会の到来に伴い成年後見制度の改正が進められ、日本と同じように従来の監督義務者責任との関係が問題になると思われる。これらの国における成年後見制度改正が監督義務者責任に及ぼす影響およびその対応についての研究からは、日本法の検討に有益な示唆が得られると思われる。

## 2. 研究の目的

本研究は、中国、台湾、韓国の不法行為法における責任無能力者(未成年者と精神障害者)の監督義務者責任制度について、精神的障害を有する者(成人)の監督義務者責任問題を中心に、その現状(立法、実務、学説)及び近時の動向(中国の民法典編纂、韓国・台湾の民法・成年後見制度改正と監督義務者責任との関係)について調査・研究をし、その実態を明らかにしたうえで、日本の監督義務者責任(とりわけ近時の判例・学説の動向)との比較を通じて、日本の監督義務者責任の問題点の検討及び不法行為法改正(義論)における監督義務者責任の方向性と具体的制度設計に参考になる有益な示唆を求めることを目的とする。

## 3. 研究の方法

応募当初の研究計画では、平成 29 年度には、中国、台湾と韓国に赴き、現地での文献資料収集と関係者に対する聞き取り調査を通して、監督義務者責任の解釈論、実務上適用の状況及び主な問題点を把握し、関連文献資料の通読・分析をし、平成 30 年度には、前年度の調査・研究で把握した主な論点・問題点について検討したうえで、その状況に応じて現地での文献資料の収集と調査を継続しつつ、具体的な論点・疑問点に焦点を当てて現地の研究者・実務家と意見交換(現地又は日本での研究会)を行い、平成 31 年度には、必要な場合には引き続き現地調査を行い、全対象国から研究者を招いてシンポジウムを開催し、本研究の諸課題についての検討を行う予定だった。

## 4. 研究成果

(1) 初年度(平成 29 年度)の研究調査を通じて、中国、韓国と台湾における監督義務者責任の現状を把握し、今後の研究のための基本的な資料を入手でき、次の段階の研究課題(各国法の問題点)を明確にした。また、各国の共同研究者との協力関係を確認することができた。

中国については、2017 年に制定された民法総則は、行為能力制限制度について従来の制度を維持し、親族以外の者(個人または組織)も監護人(後見人)となり、被監護人の加害行為に対して責任(侵權責任法 32 条、無過失責任)を負うことになっているが、実務においては、親族が責任を負うのが一般的であり、親族以外の監護人が責任を負うのはあまりないことが分かった。

韓国については、成年後見制度の改正により、日本と同じように親族以外の者も後見人になるが、特別法(精神保健法)により、後見人は被後見人の第三者に対する加害行為についての防止監督義務があり、被後見人の加害行為に対する損害賠償責任を負うことになっているため、その後見人の責任の当否が問題となっていることが分かった。

台湾については、成年後見制度の改正により、日韓と同じく親族以外の者も後見人になり、被後見人の加害行為に対する損害賠償責任を負うことになっているが、実際には、親族が後見人になるのが一般的であり、被後見人の加害行為に対してその後見人である親族が損害賠償責任を負うことは、社会的に認められているため、後見人の損害賠償責任はあまり問題となっていないことが分かった。そして、監督義務者責任における衡平責任の規定(187 条 3 項)は、ほとんど適用例がないようであった。

(2) 平成 30 年度には、中国上海交通大学法学院の其木提副教授、台湾大学法律学院の陳忠五教授、韓国大法院の高鉄雄裁判研究官を招聘して、「21 世紀不法行為法 研究会」との共催で、「東アジアにおける監督義務者責任の現状と課題」をテーマとするシンポジウムを開催し、各国の監督義務者責任の現状について検討し、その問題点と課題を明らかにす

ることができた。3人の報告の題名は、それぞれ「中国の監督義務者責任の現状と課題 - 侵権責任法第32条の解釈論を中心として」、「台湾における法定代理人責任の現状と課題」、「韓国における監督義務者責任の形成と展開」である。

現地調査とシンポジウムにおける検討を通じて、中国、韓国と台湾においては、成年後見人（中国の監護人、台湾の法定代理人）が被後見人（中国と台湾の行為無能力者、制限行為能力者）の加害行為に対して、損害賠償責任を負うことになっているが、その責任の当否、とりわけ親族以外の第三者後見人に責任を負わせることの可否ないし当否については、あまり検討されていないことが分かった。

中国の監護人責任（監督義務者責任）については、法文上は親族以外の監護人（後見人）も被監護人の加害行為に対して責任を負うことになっているが、実務においてはその実例がほとんどないことが確認できた。また、2020年3月に立法院（全国人民代表大会）において審議予定の民法典不法行為編草案においては、監護人責任について現行法の規定を踏襲し、改正が予定されていないことが分かった。

台湾の法定代理人責任（監督義務者責任）については、その重要な特徴である衡平責任の規定（187条の3項。同条1項と2項により法定代理人が責任を負わない場合でも、加害行為者と法定代理人および被害者の経済的状況を斟酌して、加害者側に損害賠償を命じることができる）は、ほとんど適用例がないことが確認できた。

韓国の監督者責任については、認知症の高齢者（責任無能力者）が加害行為を行った場合、後見人がいるときは、後見人が監督義務者として損害賠償責任を負い、後見人がいない（後見の審判を受けていない）ときは、配偶者、父母の順に監督義務者としての損害賠償責任を負うようになっている（判例、慣習、条理による）ことが確認できた。

（3）新型コロナウイルス感染症流行による各国の入国制限・禁止と強制隔離措置のため、最終年度に計画していた現地調査ができず、研究期間を一年延長したが、延長期間内でも各国の制限措置が緩和・解除されず、予定した現地調査は実施することができなかった。

そのため最終年度の研究は、主に日本国内における文献資料の収取・分析にとどまり、計画していた各国の監督義務者責任実務の動向についての実態調査ができず、最終年度（研究期間延長を含む）には新しい進展がほとんど得られず、研究期間中に所期の研究成果を十分に出すことができなかった。コロナ感染症が終息または緩和され、現地調査が可能になった場合には、未完成の研究を続けたいと思っている。

なお、2020年5月に中国民法典が制定されたが、監督義務者責任関連規定は、従来の法（2017年民法総則、2009年侵権責任法）規定を承継・踏襲しており、監督義務者責任制度の問題点・課題は依然残されていると言える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 崔光日	4. 巻 1
2. 論文標題 東アジアにおける懲罰的損害賠償の受容と最近の動向	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較民法学の将来像－岡孝先生古稀記念論文集（勁草書房）	6. 最初と最後の頁 731～747頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 崔光日	4. 巻 1
2. 論文標題 韓国における消費社会の変遷と消費者私法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『コリアの法と社会』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 295～302頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 崔光日
2. 発表標題 日本の監督義務者責任の現状と課題
3. 学会等名 中国・西北政法大学
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 崔 光日
2. 発表標題 韓国製造物責任法の近時の動向 2017年改正を中心として
3. 学会等名 「韓・朝鮮半島と法」研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 崔光日
2. 発表標題 日本の製造物責任法の現状と問題点－中国法との比較
3. 学会等名 中国人民大学法学院（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 崔光日
2. 発表標題 東アジアにおける製造物責任の近時の動向
3. 学会等名 中国・延辺大学法学院（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 東アジアにおける監督義務者責任の現状と課題	開催年 2019年～2019年
---------------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関